

平成23年度農薬危害防止運動について

1 目的

農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の関係法令に基づき、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬使用、農薬の適正販売等について周知を徹底することにより、農薬の使用に伴う人畜への危害を防止すること。

2 実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区。
また、農薬の使用現場において、関係団体等が一体となって運動を推進。

〔 注：昨年、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を作成・公表したことを受け、環境省も今年度から実施主体に加わることとなった。 〕

3 実施期間

平成23年6月1日から8月31日までの3ヶ月間

4 実施事項

- (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬の適正使用等についての指導
- (3) 農薬の適正販売についての指導
- (4) 有用生物や水質への影響の低減対策

(参考)

農林水産省ウェブサイトの関連ページ:

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/kigai_bousi.html